JOT

第105回 定時株主総会 招集ご通知

- ◎株主総会へのご出席に際しましては、開催当日における新型コロナウイルスの国内感染状況やご自身の体調等を踏まえ、健康と安全面を最優先にご判断いただくようお願い申し上げます。
- ◎本年は、お土産をご用意いたしておりません。
 何卒ご理解いただくようお願い申し上げます。

開催日時

2022 年 **6** 月 **29** 日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)

開催 場所 東京都品川区大崎一丁目11番1号 当社会議室

(ゲートシティ大崎ウエストタワー16階) (末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 役員賞与支給の件

第105回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告 ······	17
連結計算書類	31
計算書類	33
監査報告	35

日本石油輸送株式会社

証券コード:9074

証券コード:9074 2022年6月7日

株主各位

東京都品川区大崎一丁目11番1号日本石油輸送株式会社取締役社長原昌一郎

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主総会へのご出席に際しましては、開催当日における新型コロナウイルスの国内感染状況や ご自身の体調等を踏まえ、健康と安全面を最優先にご判断いただくようお願い申し上げます。 なお、開催当日のご出席に代えて、書面により議決権を事前行使することができますので、 お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案 の賛否をご表示のうえ、2022年6月28日(火曜日)営業時間終了の時(午後5時30分)までに 到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年6月29日 (水曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
- 場 所 東京都品川区大崎一丁目11番1号
 当社会議室 (ゲートシティ大崎ウエストタワー16階)
 (末尾に記載の会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第105期 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算 書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第105期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

第5号議案 役員賞与支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を書面により当社にご通知ください。

以上

- ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調等をご確認のうえ、マスクの 着用など、感染症予防に十分に配慮し、ご来場いただくようお願い申し上げます。 また、株主総会会場にて当社が実施する感染症対策につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
 - 株主総会における感染症対策につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jot.co.jp/)に掲載しております。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制および方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「重要な会計方針に係る事項に関する注記」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jot.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - なお、これらの書類は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して 監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部です。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.jot.co.jp/)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

(議案および参考事項)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

〔期末配当に関する事項〕

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を利益配分に関する基本方針としております。 この方針のもと、第105期の期末配当につきましては、業績や企業体質の充実強化、今後の事業展 開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金40円 総額 132,415,480円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの事業の現状に即し、事業目的の明確化を図るとともに、今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、変更および追加いたしたいと存じます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する 改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されるため、 次のとおり変更いたしたいと存じます。
 - ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられるため、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設いたします。
 - ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を 請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定すること ができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設いたします。
 - ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除いたします。
 - ④上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けます。なお、本附則は期日経過 後に削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の鉄道によ る輸送	1~8 (現行どおり)
2 コンテナ等輸送用容器の賃貸および販売ならびにタンク車等輸送用車両の賃貸	

現行定款	変更案
3 前号にかかわる付属機器の販売	
4 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の販売、保	
管	
5 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の自動車に	
よる輸送	
6 石油類、高圧ガスおよび化学製品等の船舶によ	
る輸送	
7 通関業	
8 産業廃棄物収集運搬事業	
9 不動産その他の設備、施設等の賃貸	9 不動産その他の設備、施設等の賃貸、売買、仲
	<u>介および管理</u> 10~19 (現行どおり)
10 石油類、高圧ガス等の貯蔵施設の管理運営	10~19 (現行どおり)
11 自動車の分解整備事業	
12 危険物・高圧ガス等の容器および付属品の検査事業	
13 石油コンビナートの防災業務	
14 石油類、高圧ガスおよび化学製品の精製・製	
造設備に関する機器の販売ならびに賃貸	
15 自動車、産業用自動車および消防自動車等の	
特殊車両の販売、賃貸ならびに整備	
16 消防設備、消防資機材およびオイルフェンス	
等の公害防止機器の販売ならびに賃貸	
17 消防施設工事および管工事等の請負	
18 損害保険の代理店業および生命保険の募集に	
関する業務	
19 発電ならびに電気の供給および販売	
(新 設)	20 商標権、特許権、著作権等の知的財産権の企
	画、取得、実施、使用許諾、売買および管理
<u>20</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>21</u> (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総	(削 除)
会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算	אומי הבו)
書類に記載または表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従いインターネッ	
トを利用する方法で開示することにより、株主に	
対して提供したものとみなすことができる。	(**
(12)	(電子提供措置等)
(新一設)	<u>第15条</u> <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総</u> 会参考書類等の内容である情報について電子提供
	措置をとる。
	② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省
	<u>令で定めるものの全部または一部について、議決</u>
	権の基準日までに書面交付請求をした株主に対し
	て交付する書面に記載することを要しない。
(新 設)	
	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
(新 設)	第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインタ
	<u>ーネット開示とみなし提供)の削除および定款第</u>
	<u>15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1</u> 日から効力を生ずる。
	ロから
	6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会
	については、定款第15条(株主総会参考書類等の
	インターネット開示とみなし提供)は、なお効力
	を有する。
	③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経
	過した日または前項の株主総会の日から3か月を経
	過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員 (9名) が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏	名	地 位	担当および重要な兼職の状況	候補者 性	取締役会出席回数 (2021年度)
1	くり もと 栗 本	essa 透	代表取締役会長	_	再任	11 /110
2	is 原	しょういちろう 昌一郎	代表取締役社長社長 執行役員	_	再任	11 /110
3	髙橋	ふみ ゃ	取締役専務執行役員	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業 部長兼石油輸送事業部石油1部長	再任	11 /110
4	たけ もと 武 本	stati 修	取締役常務執行役員	化成品・コンテナ輸送事業部長	再任	11 /110
5	_{おか} ざき 岡 﨑	**	取締役執行役員	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長	再任	11/110
6	松井	_{かつ ひろ} 克 浩	取締役執行役員	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長	再任	11 /11 ₀
7	た おさまる 田長丸	まさ し 雅 司	取 締 役	株式会社エネックス代表取締役社長	再任	11 /110
8	草刈	En si	社外取締役	株式会社カネカ社外取締役	再任 社外取締役 独立役員	11 /110
9	ɔ'n n ɔ̄z̄ 坂之上	** [*] 子	社 外 取 締 役	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.com チーフコーポレートオフィサー	再任 社外取締役 独立役員	11 /11 ₀

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
1		1966年 4 月 当社入社 1991年 6 月 当社取締役人事部長 1995年 4 月 当社取締役横浜支店長 1996年 4 月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部長 1998年 6 月 当社常務取締役経営企画室長、管理本部長 兼人事グループ部長 1999年 4 月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部長 2000年 4 月 当社常務取締役 2000年 6 月 当社常務取締役 2000年 6 月 当社常務取締役 2005年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2012年 6 月 当社代表取締役会長(現職)	
		ております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、コーポレー らに、経営の意思決定と業務執行の監督を担うことができるとも った。	
2	再任 はら しょう いち ろう 原 昌 一郎 (1962年12月8日生)	1985年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役執行役員石油部長 2013年 4 月 当社取締役執行役員石油部長兼グループ 安全推進部長 2015年 4 月 当社取締役 株式会社エネックス常務取締役 2015年 6 月 同社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現職)	6,400株
	当社グループの中核子会 から当社の代表取締役社長	こわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、2019社である株式会社エネックスの代表取締役社長を務めた後、2 長を務めております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、経営とができると判断し、引き続き取締役候補者としました。	2018年6月

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
3	再任 たか はし ふみ や 高 橋 文 弥 (1961年12月22日生)	1985年 4 月 当社入社 2013年 4 月 当社執行役員関東支店長 2013年 6 月 当社取締役執行役員関東支店長 2015年 4 月 当社取締役執行役員石油部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員石油部長 2021年 6 月 当社取締役専務執行役員石油部長 2021年 7 月 当社取締役専務執行役員石油輸送事業部長 兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送事業部石油1部長(現職)	1,800株
		〔当社における現在の担当〕 グループ安全推進部管掌	
	ナ輸送事業の運営に携わり	わたり当社の執行役員および取締役として、主に石油輸送事業は り、同分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏が の意思決定と業務執行の監督を担うことができると判断し、引き	がこれらの経
4	再任 たけ もと おさむ 武 本 修 (1960年4月6日生)	1984年 4 月 日本石油株式会社 (現ENEOS株式会社) 入社 2014年 6 月 同社北海道支店長 2016年 4 月 同社執行役員広報部長 2017年 4 月 当社執行役員 2017年 6 月 当社取締役執行役員 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員 2021年 7 月 当社取締役常務執行役員化成品・コンテナ 輸送事業部長 (現職)	1,400株
	おいて豊富な経験と実績を主に化成品輸送事業および	り S 株式会社において、主に石油製品の販売事業の運営に携わり を有しております。また、2017年から当社の執行役員および取り がコンテナ輸送事業の運営に携わっております。同氏がこれらの Eと業務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取約	締役として、 の経験や実績

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
5	再任 ^{おか} ざき もと た 岡 﨑 基 太 (1965年11月18日生)	1988年 4 月 当社入社 2015年 6 月 当社執行役員経理部長兼情報システム部長 2016年 6 月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長 2018年 4 月 当社取締役執行役員人事部長兼経理部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員人事部長、経理部長兼情報システム部長 2020年 4 月 当社取締役執行役員人事部長兼情報システム部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員人事部長兼情報システム部長 (現職) (当社における現在の担当) 人事部、経理部、情報システム部管掌	1,000株
	取締役候補者とした理由		

取締役候補者とした埋田

岡﨑基太氏は、当社の執行役員および取締役として、主に人事、経理、情報システムの分野を担当 し、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、経営の意思決定と業 務執行の監督を担うことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
6	再任 まっ い かっ ひろ 松 井 克 浩 (1957年6月19日生)	1981年 4 月 日本石油株式会社(現ENEOS株式会社)入社 2007年 4 月 同社根岸製油所副所長 2010年 7 月 当社総務部副部長 2013年 4 月 当社CSR推進室長兼総務部長 2014年 6 月 当社執行役員CSR推進室長兼総務部長 2017年 4 月 当社執行役員総務部長 2018年 6 月 当社取締役執行役員総務部長 2021年 4 月 当社取締役執行役員総務部長 新長(現職)	1,100株
		(当社における現在の担当) 総務部、資産運用部管掌	
	担当し、豊富な経験と実績	執行役員および取締役として、主に総務、法務・コンプライアン 責を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、経営 ことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。	
	再任 た おさ まる まさ し 田 長 丸 雅 司 (1963年9月24日生)	1986年 4 月 当社入社 2012年 4 月 当社執行役員 L N G 部長 2014年 6 月 当社取締役執行役員化成品部長 2018年 6 月 当社取締役常務執行役員化成品部長 2021年 6 月 当社取締役(現職) 株式会社エネックス代表取締役社長(現職)	1,600株
7		〔重要な兼職の状況〕 株式会社エネックス代表取締役社長	
	化成品輸送事業の運営に携 スの代表取締役社長を務め	こわたり当社の執行役員および取締役として、主に高圧ガス輸送 動け、2021年6月から当社グループの中核子会社である株式があるがます。同氏がこれらの経験や実績を生かし、経営の意思できると判断し、引き続き取締役候補者としました。	会社エネック

候補者番 号		略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
8	再任 社外取締役 独立役員 くさ かり たか お 草 刈り 隆 郎 (1940年3月13日生)	1964年 4 月 日本郵船株式会社入社 1999年 8 月 同社代表取締役社長 2002年 4 月 同社代表取締役社長経営委員 2004年 4 月 同社代表取締役会長経営委員 2006年 4 月 同社代表取締役会長・会長経営委員 2009年 4 月 同社取締役・相談役 2010年 6 月 同社相談役 2015年 4 月 同社特別顧問 2017年 6 月 当社社外取締役(現職) 2020年 6 月 株式会社カネカ社外取締役(現職) (重要な兼職の状況) 株式会社カネカ社外取締役	0株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

草刈隆郎氏は、日本郵船株式会社代表取締役社長や日本経済団体連合会副会長等を歴任する等、企業経営および物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年間であります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
9	再任 社外取締役 独立役員 さか の うえ よう こ 坂 之 上 洋 子 (1965年2月10日生)	1998年 9 月 ユーエス・スタイル・コム入社 2001年 8 月 ブルービーグル・インク設立 代表取締役社長 2011年 4 月 日本グローバルヘルス協会 (現一般社団 法人ジェイ・アイ・ジー・エイチ) 最高 戦略責任者 2012年 4 月 東京大学医学系研究科国際保健政策学部 非常勤講師 2012年 5 月 観光庁ビジットジャパン・クリエイティブ アドバイザー 2015年 6 月 当社社外取締役 (現職) 2020年 9 月 合同会社 DMM.com チーフコーポレートオフィサー (現職)	O株
		〔重要な兼職の状況〕 経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー	

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

坂之上洋子氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を生かし、併せて独立した客観的な観点から、経営の意思決定と業務執行の監督を担い、社外取締役としての役割を果たすことが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年間であります。

- (注) 1. 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏について、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っており、両氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 3. 草刈隆郎氏は、株式会社カネカの社外取締役を兼務しており、当社は同社とコンテナのリースに関する取引がありますが、その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また同社連結売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。また、同氏は、2022年6月29日開催予定の同社定時株主総会終結の時をもって、同社の社外取締役を退任する予定であります。なお、他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- 4. 当社は、草刈隆郎氏および坂之上洋子氏との間で、両氏がその職務を行うにつき、善意であり、かつ重大な過失がないときは、社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める額(当該社外取締役の報酬等の2年分に相当する額)を限度とする旨の契約(責任限定契約)を締結しており、両氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補(被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く)されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、各候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回 更新時(2022年7月)におきましても、同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役 吉田秀穂氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期が満了する2024 年6月開催予定の第107回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株 式 数
新任 つじ ゆき のり 辻 幸 則 (1958年2月13日生)	1980年 4 月 日本通運株式会社入社 2014年 5 月 同社常務執行役員 2015年 5 月 株式会社日通自動車学校代表取締役社長 2019年 6 月 日本パレットプール株式会社代表取締役社長 (2021年 6 月退任)	0株

監査役候補者とした理由

辻 幸則氏は、日本通運株式会社常務執行役員や日本パレットプール株式会社代表取締役社長を歴任する 等、企業経営および物流事業分野において豊富な経験と実績を有しております。同氏がこれらの経験や実績を 生かし、取締役による経営の意思決定と業務執行に関し、適切な監査を担うことができるものと判断し、新た に監査役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補(被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く)されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、候補者が監査役に選任された場合、当該契約の被保険者となります。また、当該契約は次回更新時(2022年7月)におきましても、同内容での更新を予定しております。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期の業績等を総合的に勘案し、当期末に在籍していた取締役9名に対し総額54,340千円(内社外取締役2名に6,000千円)、同監査役4名に対し総額9,880千円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社は、2021年3月26日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を 定めており、その概要は事業報告(27頁)に記載のとおりでありますが、本議案につきまして は、当該方針に沿うものであることから、相当であると判断しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から)2022年3月31日まで)

I. 当社グループの現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、徐々に回復の動きがみられましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだ収束に至っておらず、ロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、先行きは予断を許さず、不透明感が増す状況となりました。

当社グループの事業環境につきましては、エネルギー価格の高騰や引き続き感染症の影響を 受けているものの、輸送需要は徐々に回復傾向にあります。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画(2021年度~2023年度)の達成を目指すとともに、従業員や関係する皆様への感染予防を徹底し、エネルギーや食料品等の安全・安定輸送に尽力いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、輸送需要の回復等により、34,262百万円 (前年同期比5.9%増)、営業利益は1,458百万円(同7.4%増)、経常利益は1,630百万円 (同7.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,088百万円(同18.9%増)となりま した。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

石油輸送事業につきましては、自動車輸送において輸送シェアの維持・拡大に努め増収となったことに加え、鉄道輸送において昨年度の出荷地変更による影響の反動があり、売上高は増加いたしました。一方、人件費等の経費の増加により、営業利益は減少いたしました。

この結果、当事業における売上高は15,374百万円(前年同期比3.9%増)、営業利益は394百万円(同1.4%減)となりました。

(高圧ガス輸送事業)

高圧ガス輸送事業につきましては、LNG(液化天然ガス)を中心とした需要の回復等により、売上高は増加いたしました。一方、燃料費や人件費等の経費の増加により、営業利益は減少いたしました。

この結果、当事業における売上高は8,864百万円(前年同期比2.7%増)、営業利益は340百万円(同28.7%減)となりました。

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品輸送事業につきましては、需要の回復や海外輸送における収支改善策の進捗等により、 売上高は増加いたしました。

コンテナ輸送事業につきましては、北海道地区における野菜類の生育不良や、自然災害による貨物列車の運休の影響により、売上高は減少いたしました。

この結果、当事業における売上高は9,537百万円(前年同期比12.6%増)、営業利益は459 百万円(同82.6%増)となりました。

(資産運用事業)

不動産賃貸事業につきましては、新規物件の賃貸開始により、売上高は増加いたしました。 太陽光発電事業につきましては、稼働状況が堅調であったことから、売上高は増加いたしま した。

この結果、当事業における売上高は485百万円(前年同期比8.8%増)、営業利益は263百万円(同15.2%増)となりました。

(注) 当連結会計年度から、セグメント区分の名称を従来の「その他事業」から「資産運用事業」に変更しております。これは、不動産賃貸事業の本格的な運営に伴い、営業外損益に計上しておりました不動産賃貸収入・費用のうち、当社所管分を、売上高、売上原価に計上し、当該セグメントに加えたためであります。また、前年同期の金額につきましては、変更後の区分に組み替えて対比しております。

2. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、感染症が収束に向かい、社会経済活動が正常化することで景気の回復が 期待される一方、ロシアによるウクライナ侵攻が、日本のみならず世界経済に長期的な悪影響を 与えることが懸念されております。

当社グループの事業環境につきましても、輸送需要は徐々に回復傾向にあるものの、世界情勢を受けて、エネルギー価格や原材料価格の高騰、需要低迷等への懸念も強く、今後も先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは、中期経営計画の達成(売上高351億円以上、営業利益18億円以上、経常利益19億円以上)を目指して、安全・安定輸送を継続しつつ、基盤事業における収益の維持・確保や生産性向上、海外輸送の収益力のさらなる向上、脱炭素社会に向けた輸送需要への対応などに取り組んでおります。中期経営計画1年目となる2021年度は、目標達成に向け順調に進捗いたしましたが、現状は非常に厳しい事業環境にあり、各事業における基本方針・行動計画のもと、事業環境の変化にも迅速に対応しつつ、着実に取り組みを進めてまいります。

また、将来に向けた「クリーンロジスティクス」(CO₂の排出抑制に向けた、新たなエネルギーの輸送事業や輸送方法)の実現に向けた取り組みなど、ESG(環境・社会・ガバナンス)経営の実践にも努めてまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は、34億円であり、その主なものは、次のとおりであります。

(石油輸送事業)

石油タンク車	•••••	20両
自動車(ローリー等)		39台

(高圧ガス輸送事業)

自動車 (ローリー等) 38台

(化成品・コンテナ輸送事業)

化成品コンテナ	156個
冷蔵等コンテナ	500個
自動車 (ローリー等)	15台

(資産運用事業)

賃貸用集合住宅(東京都目黒区)

なお、上記の所要資金は、自己資金、借入金およびリースによって調達いたしました。

4. 財産および損益の状況の推移

	区	分	第102期 2018年度	第103期 2019年度	第104期 2020年度	第105期 2021年度 (当連結会計年度)
売	上	高(百万円)	34,240	34,326	32,341	34,262
経	常利	益(百万円)	1,315	1,699	1,516	1,630
親会する	社株主に 当期純	帰属(百万円)	831	1,115	915	1,088
1 株	当たり旨	当期純利益	251円43銭	337円31銭	276円85銭	329円19銭
総	資	産(百万円)	33,279	33,301	35,396	35,649
純	資	産(百万円)	19,110	19,240	20,693	21,406

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第105期の期首から適用しており、また、不動産賃貸に係る損益のうち、当社所管分について、営業外損益に表示する方法から売上高および売上原価に表示する方法に変更しております。なお、第104期に係る売上高、総資産および純資産については、当該会計基準等および表示方法の変更を遡って適用した後の数値を記載しております。

5. 重要な子会社の状況等(2022年3月31日現在)

(1) 重要な子会社の状況

会	社	名	資 本 金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社	エネ	ックス	100	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、 油槽所等の基地運営業務
近畿石油	輸送株	式会社	75	100	石油製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送
株式会社二	ニューシ	ジェイズ	48	100	石油化学製品・高圧ガス等の貨物自動車輸送、 自動車整備事業
株式会社	JKト	ランス	100	100	石油製品・石油化学製品等の貨物自動車輸送

(2) その他

ENEOSホールディングス株式会社は、当社の株式を964,493株 (議決権比率29.27%) 所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。当社は同社の子会社である ENEOS株式会社から、石油製品の鉄道タンク車・タンクローリー輸送等の委託を受けております。

6. 主要な事業内容(2022年3月31日現在)

セグメントの名称	主 要 な 事 業 内 容
石 油 輸 送 事 業	石油製品(ガソリン・灯油等)の鉄道タンク車輸送・貨物自動車輸送
高圧ガス輸送事業	高圧ガス(LNG等)の鉄道コンテナ輸送・貨物自動車輸送および 複合一貫輸送
化成品・コンテナ輸送事業	石油化学製品等の鉄道コンテナ輸送・貨物自動車輸送ならびに国内 および国際複合一貫輸送、各種コンテナのリース、鉄道用冷蔵・ 冷凍コンテナ等のレンタル・リース
資 産 運 用 事 業	不動産賃貸事業および太陽光発電事業

7. 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

名 称	所在地または事業所名およびその所在地	
本 社	東京都品川区大崎一丁目11番1号	
支 店	北海道支店(札幌市)、東北支店(仙台市)、関東支店(川崎市)、 中部支店(名古屋市)、関西支店(大阪市)、九州支店(福岡市)、 シンガポール支店(シンガポール共和国)	

(2) 子会社

会	社	名	所	在	地
株式会社	エネッ	ク ス 本社	東	京都品川	区
近畿石油	輸送株式	会 社 本社	匹	日市	市
株式会社二	ニュージェ	イ ズ 本社	匹	日市	市
株式会社	J K トラ	ンス本社	Л	崎	市

8. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 当社グループの従業員の状況

セグメントの名称 従業員数		前連結会計年度末比増減
石 油 輸 送 事 業		
高圧ガス輸送事業	1 <i>1</i>	₩;#+> I
化成品・コンテナ輸送事業	1,457名	増減なし
資産運用事業		
全社(共通)	34名	8名減
	1,491名	8名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 - 2. 当社グループは、同一の従業員が重複するセグメントに従事しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159名	7名減	42.1歳	16.0年

⁽注) 従業員数は就業人員であります。

9. 主要な借入先(2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	60
株式会社三菱UFJ銀行	50
株式会社みずほ銀行	50

Ⅱ. 会社の株式に関する事項(2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 6,000,000株

2. 発行済株式の総数 3,322,935株 (自己株式12,548株を含む)

3. 株主数 2,820名

4. 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
E N E O S ホールディングス株式会社	964,493	29.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	238,200	7.20
	202,500	6.12
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	128,500	3.88
株式会社三井住友銀行	78,899	2.38
小 野 寺 毅	75,000	2.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	68,300	2.06
日 本 車 輌 製 造 株 式 会 社	66,943	2.02
日本石油輸送グループ従業員持株会	59,900	1.81
デイエフエイ アイエヌティーエル スモール キャップ バリュー ポートフォリオ	46,321	1.40

⁽注) 持株比率は、自己株式(12,548株)を控除して計算しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役および監査役の氏名等(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	栗 本 透	
代表取締役社長社 長執行役員	原昌一郎	
取 締 役 専務執行役員	髙橋文弥	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部長兼高圧ガス輸送事業部長兼石油輸送 事業部石油1部長
取 締 役 常務執行役員	武本修	化成品・コンテナ輸送事業部長
	岡 﨑 基 太	人事部、経理部、情報システム部管掌 経営企画室長兼人事部長
取 締 役 執 行 役 員	松井克浩	総務部、資産運用部管掌 総務部長兼資産運用部長
取 締 役	田長丸 雅 司	株式会社エネックス代表取締役社長
社 外 取 締 役	草 刈 隆 郎	株式会社カネカ社外取締役
社 外 取 締 役	坂之上 洋 子	経営ストラテジスト、著作業 合同会社DMM.comチーフコーポレートオフィサー
常 勤 監 査 役	高 野 潤	
監 査 役	吉 田 秀 穂	
社 外 監 査 役	佐 野 裕	公認会計士
社 外 監 査 役	齊藤貴一	卓照綜合法律事務所弁護士

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、取締役 畑 義昭氏および大田勝幸 氏は任期満了により、退任いたしました。
 - 2. 当社は、社外取締役 草刈隆郎氏および坂之上洋子氏ならびに社外監査役 佐野 裕氏について、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、高い独立性を有しているものと判断し、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員として、同取引所に対し届出を行っております。
 - 3. 監査役のうち佐野 裕氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考)

当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役兼務者を除く)は、次のとおりであります。

(2022年4月1日現在)

地		位		氏 名		3	担当および重要な兼職の状況	
執	行	役	員	青	野		滋	内部監査室長
執	行	役	員	竹	本	明	彦	グループ安全推進部管掌 石油輸送事業部副部長
執	行	役	員	花	岡	雅	弘	化成品・コンテナ輸送事業部コンテナ部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および定款第27条の規定により、社外取締役2名との間で、 社外取締役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約(責 任限定契約)を締結しており、社外取締役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失 がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額(当該社外取締役の報酬等 の2年分に相当する額)を限度とすることとしています。

また当社は、会社法第427条第1項および定款第37条の規定により、社外監査役2名との間で、社外監査役の会社に対する会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する旨の契約(責任限定契約)を締結しており、社外監査役がその職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がないときは、その責任については会社法第425条第1項に定める額(当該社外監査役の報酬等の2年分に相当する額)を限度とすることとしています。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことや当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が保険会社により填補(被保険者が法令違反行為であることを認識して行った行為の場合等を除く)されることとなり、保険料は全額を当社にて負担しております。また、当該契約では、填補する額について限度額を設けることにより、職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、当該契約は次回更新時(2022年7月)におきましても、同内容での更新を予定しております。

4. 取締役および監査役の報酬等

(1) 当事業年度における取締役および監査役の報酬等の額

	定象	頁 報 酬	賞	与	合	計
区分	支給人員 支給額		支給人員 支給額		支給人員	支給額
取締役 (内社外役員)	11名	158百万円	9名	54百万円	11名	212百万円
	(2名)	(19百万円)	(2名)	(6百万円)	(2名)	(25百万円)
監 査 役	4名	30百万円	4名	9百万円	4名	40百万円
(内社外役員)	(2名)	(11百万円)	(2名)	(3百万円)	(2名)	(15百万円)
合 計	15名	189百万円	13名	64百万円	15名	253百万円
(内社外役員)	(4名)	(30百万円)	(4名)	(9百万円)	(4名)	(40百万円)

- (注) 1. 当社の報酬には、業績連動報酬等および非金銭報酬等は含まれておりません。
 - 2. 上記の取締役の人数には、2021年6月29日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
 - 3. 上記の賞与支給額は、2022年6月29日開催の第105回定時株主総会において付議し、原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額であります。
 - 4. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含まれておりません。

(2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役および監査役の基本報酬として、毎月支給する定額報酬の額は、2007年6月28日開催の第90回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額18,000万円以内(取締役の員数:10名(現在の取締役の員数:9名)、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、監査役の報酬額を年額4,000万円以内(監査役の員数:4名(現在の監査役の員数:4名))と決議しております。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および当該決定に係る委任に関する事項 当社の取締役の報酬等は、基本報酬として、毎月支給する定額報酬および株主総会の決議に 基づいて支給する賞与により構成し、各取締役の地位・担当業務や会社業績等を踏まえた適正 な水準とすることを基本方針としております。

定額報酬については、月例の固定報酬とし、定時株主総会において決議した報酬総額の範囲内にて、地位・担当業務、在任年数に加え、他社水準、会社業績、従業員給与の水準、会社経営への貢献度合い等を総合的に勘案して決定します。

賞与については、当該事業年度の会社業績および会社経営への貢献度等を総合的に勘案して 決定し、株主総会の決議に基づき、年1回支給します。

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会にて代表取締役会長の栗本 透氏に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、地位・担当業務等によって定めた初任基準額に、会社業績、会社経営への貢献度および在任年数等をベースに定めた基準に基づき査定し、各取締役の定額報酬の額を決定しております。

賞与については、月額報酬の一定の月率を基準額とし、会社業績に応じてその率を加減算して決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌業務等に対する評価を行うには、代表取締役であり、かつ長年にわたり当社および当社グループ会社の経営に携わり、様々な分野において蓄積した豊富な経験と実績を有する代表取締役会長の栗本 透氏が最も適任であると判断したからであります。

また、内容の決定にあたっては、本基本方針に則り、権限の行使をより適切なものとすべく、事前に代表取締役社長との協議を経ることで、内容の適正性を確認しており、取締役会としては、本基本方針に沿うものであると判断しております。

なお上記方針は、2021年3月26日開催の取締役会にてその内容を決議しております。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 重要な兼職先と当社との関係
 - ・社外取締役 草刈隆郎氏は、株式会社カネカの社外取締役に就任しており、当社は同社とコンテナのリースに関する取引がありますが、その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また同社連結売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
 - ・社外取締役 坂之上洋子氏は、合同会社DMM.comのチーフコーポレートオフィサーに就任しておりますが、当社と同社との間には契約関係その他特別な関係はありません。
 - ・社外監査役 佐野 裕氏は、個人の公認会計士事務所を開設しておりますが、当社と同事務所 との間には契約関係その他特別な関係はありません。
 - ・社外監査役 齊藤貴一氏は、卓照綜合法律事務所所属の弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。その取引額は、当社連結売上高の0.01%未満であり、また同事務所の年間収入額の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(2) 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	取締役会への出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 草 刈 隆 郎	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 同氏は、企業経営および物流事業分野における豊富な経験と実績を生かし、 予算・中期経営計画の進捗管理や、会社の経営課題等に対し、独立した客観 的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保す るための重要な役割を果たしております。
社外取締役 坂之上 洋 子	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。 同氏は、国内外における活動で培われた幅広い見識、豊富な経験と実績を生かし、予算・中期経営計画の進捗管理や、人材育成、安全に関する課題等に対し、独立した客観的な視点から質問や意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。

・社外監査役

	取締役会・監査役会への出席状況、発言状況
社外監査役 佐 野 裕	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、公認会計士としての企業会計や監査に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から質問や意見を述べております。
社外監査役 齊 藤 貴 一	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。同氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的な知識、豊富な経験と実績を生かし、取締役会においては、独立した客観的な視点から質問や意見を述べております。また、監査役会においては、社外監査役としての監査報告のほか、他の監査役が行った監査について独立した立場から意見を述べております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	内容	金額(百万円)
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記(1)の金額はこれらの合計額を記載しております。

4. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認・検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に職務上の義務違反、非行等が発生した場合、当該会計監査人の解任 または不再任に関する議案を株主総会へ提案することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

※本文中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科目	金額	科目金額
資 産 の 部		負 債 の 部
流 動 資 産	9,429	流 動 負 債 6,958
現 金 及 び 預 金	4,828	支払手形及び買掛金 2,057
受取手形、売掛金及び契約資産	3,910	短 期 借 入 金 450
リース投資資産	374	リ ー ス 債 務 1,950
棚 卸 資 産	47	未 払 金 547
そ の 他	267	未 払 法 人 税 等 275
固定資産	26,220	賞 与 引 当 金 788
有 形 固 定 資 産	20,163	役員賞与引当金 83
建物及び構築物	2,354	そ の 他 806
機械装置及び運搬具	3,506	固 定 負 債 7,285
コ ン テ ナ	1,951	リ ー ス 債 務 4,520
土 地	5,788	繰 延 税 金 負 債 236
リース 資産	6,419	修 繕 引 当 金 290
建設の仮り、数定	93	退職給付に係る負債 1,690
そ の 他	49	その他 547
無形固定資産	226	負 債 合 計 14,243
ソフトウエア	154	純 資 産 の 部
そ の 他	71	株 主 資 本 20,581
投資その他の資産	5,830	資 本 金 1,661
投資有価証券	4,633	資 本 剰 余 金 290
繰 延 税 金 資 産	699	利 益 剰 余 金 18,666
そ の 他	498	自 己 株 式 △ 36
		その他の包括利益累計額 824
		その他有価証券評価差額金 904
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 4
		退職給付に係る調整累計額 △ 84
		純 資 産 合 計 21,406
資 産 合 計	35,649	負債及び純資産合計 35,649

連結損益計算書

(自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

	科			金	額
売	上	高			34,262
売	上	原 価			30,673
壳	5 上	総利	益		3,588
販 売	費及び一	・般 管 理 費			2,130
営	業	利	益		1,458
営	業外	収 益			
受	取	利	息	1	
受		配当	金	138	
古		産 賃 貸	料	54	
古		産 売 却	益	47	
持		よる投資利		49	
そ		\mathcal{O}	他	49	341
営	業外	費用			
支		利	息	79	
古		産 賃 貸 費	用	18	
古		産 除 売 却	損	39	
そ		\mathcal{O}	他	31	168
経		利	益		1,630
特	別	利 益			
投			益	16	
固		産 売 却	益	9	26
税金		前当期純利			1,656
法人		民 税 及 び 事 業		563	
法	人 税	等 調 整	額	3	567
当	期	純利	益		1,088
		昂属する当期純精			<u> </u>
親会	社株主に帰	帰属する当期純素	可益		1,088

貸借 対照表

(2022年3月31日現在)

			(単位:白万円)
科目	金 額	科目	金額
(では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、) では、)	*************************************	自流 金金務金等等用金金金 務金金金金 金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金	6,755 2,803 2,495 559 254 224 88 46 47 173 64 2,480 1,708 163 67 364 176 9,236 15,139 1,661 290 290 0 13,219 415 12,803 100 500 12 291 280 11,620 △31 770 766 4
		純 資 産 合 計	15,910
資 産 合 計	25,146	負債及び純資産合計	25,146

損 益 計 算 書 (自 2021年4月1日) 至 2022年3月31日)

	科				金	額
売	上		高			28,796
売	上	原	価			26,511
壳	上	総	利	益		2,285
販 売	費及び一	般 管 理	費			1,498
堂	業		iJ	益		786
営	業外	収	益			
受	取	禾	il]	息	19	
受	取	酉己	当	金	178	
固	定資	産 賃	賃	料	186	
7	_	\mathcal{O}		他	173	557
営	業外	費	用			
支	払	禾	il]	息	39	
7	_	\mathcal{O}		他	132	171
経	常常		iJ	益		1,172
特	別	利		益		
投	資 有 価	証券	売 却	益	3	3
税	引 前 当	期	純 利	益		1,176
法 人	、税、住民	民 税 及	び 事 業	税	384	
法	人 税	等 調	整	額	△ 4	379
当	期	純	利	益		796

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本石油輸送株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 哲 明業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本石油輸送株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ れる。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して いるかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類 が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

日本石油輸送株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 哲 明業務執行社員 公認会計士 野 村 哲 明

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本石油輸送株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視すること にある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十 分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システムに関する取締役会決議の内容ならびにその構築および運用の状況について、取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと 認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月9日

日本石油輸送株式会社 監査役会

 常勤監査役
 高
 野
 潤
 印

 監
 査
 役
 吉
 田
 秀
 穂
 印

社外監査役 佐野 裕 印

社外監査役 齊 藤 貴 一 印

以上

第105回 定時株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都品川区大崎一丁目11番1号 ゲートシティ大崎ウエストタワー16階 (電話番号 03-5496-7671)

最寄駅 大崎駅 (山手線・埼京線・湘南新宿ライン) 東京隔海高速鉄道りんかい線

> 南改札口より連絡橋を渡り徒歩2分 (株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記公共 交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。



